

## 令和4年第9回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年9月20日 午前10時00分

閉会 令和4年9月20日 午前10時40分

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	渡邊 昭男	石川 英治
近藤 賢三			

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第37号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第38号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
議案第39号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙2件
報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第25号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙2件
報告第26号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙1件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第9回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は10番委員と11番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第37号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は分家住宅です。

譲受人は、この度婚姻することになりました。新たな生活を迎えるにあたり本家での同居はあまりにも手狭であり、また将来の子供の誕生並びに成長を考えると更に手狭になることは明白であることから、住宅を建築したいと考えるようになりました。夫婦所有の土地はなかったため、両親に相談したところ、近くに居住していると心強いと父所有の土地での建設に賛同してもらい、今回の申請に至りました。なお、本家の跡取りは弟です。

申請地は沓掛町一長田49番8、登記地目は畑、現況地目は田、面積は265㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から北に約1.8kmに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、9月12日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

汚水、家庭用雑排水は下水へ放流します。雨水は若干の勾配をつけ集水桝を設け、北側道路側溝へ放流します。周囲への土砂等の流出を防ぐため、コンクリートブロック擁壁を施工します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務

局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 9月9日に2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第37号は可決いたします。引き続きまして、議案第38号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第35号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。  
個人の新規申請2件の申請がされています。  
沓掛町川部の1筆の貸付期間は9年間で使用貸借契約です。  
沓掛町上山の1筆の貸付期間は3年間でこちらも使用貸借契約です。  
以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

3番委員 沓掛町川部は面積がかなり小さいですが耕作できますか。

事務局 隣地と同一の耕作者が一体利用しておりましたが、これまで利用権設定がなされていなかったため、今回申請されたものです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                   それでは採決します。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                   議案第38号は可決いたします。引き続きまして、議案第39号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                 議案第39号1番案件について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。

変更目的は分家住宅です。

申出者は、東浦町の賃貸住宅にて居住しておりますが、令和2年に長男が、令和4年に次男が誕生し、現在の賃貸住宅では手狭になってきたため住宅建築を決意し申出に至りました。自分と妻、両親も土地を所有しておらず、唯一祖母が土地を所有しております。申出地は沓掛町城塚42番1の一部、43番の一部、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計233㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から西に約480mに位置します。

それでは、農振農用地の除外5要件について説明します。農用地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、かつ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者は他に所有する土地はなく、申出者の住宅を確保する必要があることから、本施設の設置は必要かつ緊急性があると判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当します。そのため農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の利用状況及び事業計画書より、自己用住宅110.69㎡の確保が必要であると認められることから、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る南側の農用地は連続性を保つことから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

ん。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありました。こちらの申請の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第39号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第39号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第39号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第39号2番案件について説明します。

変更目的は災害時防災倉庫及び車両駐車場です。

申出者である法人は、申出地東側にて総合大学病院を運営しています。申出者は、近い将来東海地方において起こると予想される大規模災害に備え、緊喫の課題として災害時に必要な医療機器等を集積する備蓄倉庫に活用するトレーラーコンテナ並びに、物資を適切に届けるための臨時駐車場兼配送基地を設置するものです。災害はいつ発生するかわからないため、今回申出地について所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は間米町峠下1312番外3筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は合計3,501㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件について説明します。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の既存施設内において新たな災害時防災倉庫及び駐車場面積を確保することが困難であること、災害時の防災施設が必要であることから、本施設の設置は必要かつ緊急性が

あると判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ha未満の農地であり、第2種農地に該当し、他に代替可能な用地の確保が困難であることから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の利用状況及び事業計画書から、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地のうち間米町峠下1316番は利用権設定により他の耕作者に貸し出されている農地であります。申請地は耕作者の他の経営農地と離れていること、耕作者の経営中心である施設園芸とは利用形態が異なること、また、他の担い手による利用の計画もないことから、今後の農業経営への支障はないと判断しました。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

9番委員 なぜ申出地のうち間米町峠下1313番と1316番について、一部となっているのですか。譲渡人と譲受人どちらの希望によるのですか。

事務局 譲受人の希望によるものです。

9番委員 一部として残った土地はどうなるのですか。

事務局 農地ですので引き続き保全管理していただく必要があります。

議 長 　　他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 　　それでは採決します。議案第39号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 　　議案第39号2番案件は可決いたします。引き続きまして、報告第24号、第25号、第26号について報告願います。

事務局 　　報告第24号、第25号、第26号について説明

議 長 　　以上のとおり、報告第24号、第25号、第26号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 　　それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時40分）。